

早期退職等による紹介手数料の返還

採用決定者が甲に就業開始後（入社日を起算日とする）、下記各号に定める期間内に、自己による退職もしくは採用決定者の責めに帰すべき事由による解雇（以下、「退社等」という）に至った場合、次のとおり紹介手数料の一部に消費税相当額を加算した金額を乙は甲に返還するものとする。ただし、退社等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

(1) 入社日から1ヶ月未満の退社：当該紹介手数料の80%

(2) 入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満の退社：当該紹介手数料の50%

2. 乙は、前項に基づく返還金を、当該採用決定者の退職日の属する月の翌月末日迄に甲の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。